

2023年8月25日

日医標準レセプトソフトご利用医療機関 御中

株式会社エネコム
日レセサポート担当
電話：0120-957-706

マイナンバーカードによる資格確認を行うことができない場合のレセプト対応について

2023年7月10日付で厚生労働省より、以下の事務連絡が発出されました。

<内容>

有効な保険証が発行されているにもかかわらず、マイナンバーカードによる資格確認を行った場合に以下のような理由でオンライン資格確認ができない患者様に対して、本来の自己負担額で保険診療を行い、仮に保険者が特定できなかった場合でも保険請求が可能である。

1. 有効な保険があるにもかかわらずマイナンバーカードによる資格確認ができないケース

(1) 読み取り結果に「資格（無効）」「資格情報なし」と表示される場合

- ・患者様自身もマイナポータルで確認できない状態

(2) 機器不良等のトラブルによりオンライン資格確認ができない場合

- a. 顔認証付きカードリーダーや資格確認端末の故障
- b. 患者のマイナカードができない場合
 - ・カードの券面汚損
 - ・ICチップの破損
 - ・電子証明書の有効期限切れ
- c. 停電、施設の通信障害、広範囲のネットワーク障害

2. 資格確認ができない当日の対応

(1) 患者様へ「被保険者資格申立書」（下記URLご参照）をわかる範囲で記載いただく。

<https://www.mhlw.go.jp/content/10200000/001120095.pdf>

(2) マイナカードの券面情報（氏名、生年月日、性別、住所）、連絡先、保険者等に関する事項

（加入医療保険種別、保険者等名称、事業所名）を確認する。

(3) 過去に自院への受診歴等がある患者

前回受診時から資格情報が変わっていないことを口頭で確認し、被保険者資格申立書に記載すべき情報を把握できている場合は、被保険者資格申立書の提出があったとして取り扱う。

3. 請求方法

- (1) 現在の保険資格情報が確認できた場合は、当該資格に基づき請求します。
- (2) 上記(1)が困難な場合でも、過去の受診により保険情報が確認できた場合は、摘要欄へ「旧資格情報」と記載し、請求します。
- (3) 上記(1)(2)のいずれも困難である場合、保険番号や被保険者番号が不詳のままでも請求可能です。

レセプト摘要欄へ「保険者番号」「被保険者証の番号」を以下のように記載します。

- ・保険者番号欄 : 「77777777 (8桁)」を記録する
- ・被保険者証の記号欄 : 記録しない
- ・被保険者証の番号欄 : 「77777777 (9桁)」
- ・レセプト摘要欄 : 「不詳」と記録する

※被保険者資格申立書に記載された「カナ氏名」「保険種別」「保険者等名称」「事業所名」「住所(複数存在する場合は全て)」「連絡先電話番号」「患者に連絡を行った日付」を記録する

4. レセプト提出時期

上記3-(3)の方法による請求は、2023年9月請求(8月診療分)からとなります。

5. ORCAの対応について

詳細が分かり次第、お知らせいたします。

6. 参考資料

- (1) マイナンバーカードによるオンライン資格確認を行うことができない場合の対応について

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T230711S0030.pdf>

- (2) マイナンバーカードによるオンライン資格確認を行うことができない場合における診療報酬等の請求の取扱いについて

<https://www.mhlw.go.jp/content/10200000/001131618.pdf>

以上

※本資料は弊社サポートサイト (<https://eorca.sakura.ne.jp/>) にも掲載しております。